令和２年７月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の概要

（別添１）

（特例措置は現に利用している保険医療機関及び保険薬局のみが継続利用可能です。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 特例措置の概要 | 提出が必要な資料 |
| １ | 仮設の建物による保険診療等 | 保険医療機関及び保険薬局の建物が浸水等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関等として保険診療等を実施できることとする。 | ・別添２  ・全半壊等であることが分かる資料 |
| ２ | 定数超過入院 | 医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。 | ・なし |
| ３ | 月平均夜勤時間数  （被災者受入の場合） | 被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（７２時間以下）について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。 | ・なし |
| ４ | 月平均夜勤時間数  （被災地派遣の場合） | 被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（７２時間以下）について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。 | ・なし |
| ５ | 看護配置  （被災者受入の場合） | 被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、１日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。 | ・なし |
| ６ | 看護配置  （被災地派遣の場合） | 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したため、１日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。 | ・なし |
| ７ | 病棟以外への入院 | 被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院するべき病棟の入院基本料を算定する。 | ・なし |
| ８ | 他の病棟への入院  （被災地） | 被災地及び被災地以外の保険医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定を可能とする。 | ・なし |
| ９ | 平均在院日数 | 被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。 | ・なし |
| 10 | 平均在院日数 | 被災地以外の保険医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。 | ・なし |
| 11 | 特定入院料の取扱い | 被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。 | ・なし |
| 12 | 転院受け入れの場合の入院日 | 被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。 | ・なし |
| 13 | 透析に関する他医療機関受診 | 被災地及び被災地以外の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院料の控除を行わない。 | ・なし |
| 14 | 平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分２又は３の患者割合 | 被災前に施設基準を満たしていた被災地の保険医療機関及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分２・３の患者割合を満たさなくなった場合についても、当面、変更の届出を不要とする。 | ・なし |
| 15 | 処方箋 | 処方せんを持参しない患者に対して、医療機関と連絡を取ること等により保険調剤を実施できることとする。 | ・別紙1 |

上記（）内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。

・「「令和２年７月豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」の一部訂正について」（令和２年７月14日付）

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

厚生労働省HP　→　災害関連情報　→　令和２年７月豪雨について

・<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000648929.pdf>